

(12) 特許協力条約に基づいて公開された国際出願

(19) 世界知的所有権機関
国際事務局

(43) 国際公開日
2016年10月6日(06.10.2016)



(10) 国際公開番号
WO 2016/157331 A1

- (51) 国際特許分類:
G02C 7/02 (2006.01) G02B 27/26 (2006.01)
G02B 5/30 (2006.01) G02C 7/12 (2006.01)
- (21) 国際出願番号: PCT/JP2015/059761
- (22) 国際出願日: 2015年3月27日(27.03.2015)
- (25) 国際出願の言語: 日本語
- (26) 国際公開の言語: 日本語
- (71) 出願人: 株式会社有沢製作所 (ARISAWA MFG. CO., LTD.) [JP/JP]; 〒9438610 新潟県上越市南本町1丁目5番5号 Niigata (JP).
- (72) 発明者: 佐藤 達弥(SATO Tatsuya); 〒9438610 新潟県上越市南本町1丁目5番5号 株式会社有沢製作所内 Niigata (JP). 角張 祐一(KAKUBARI Yuichi); 〒9438610 新潟県上越市南本町1丁目5番5号 株式会社有沢製作所内 Niigata (JP).
- (74) 代理人: 龍華国際特許業務法人(RYUKA IP LAW FIRM); 〒1631522 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー2 2階 Tokyo (JP).
- (81) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の国内保護が可能): AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA,

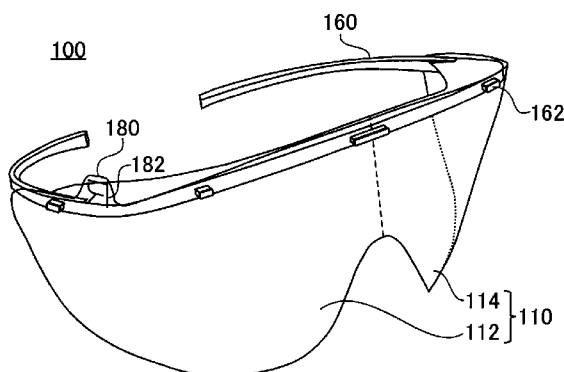
BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IR, IS, JP, KE, KG, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW.

- (84) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の広域保護が可能): ARIPO (BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, ST, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユーラシア (AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), ヨーロッパ (AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OAPI (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG).

添付公開書類:
— 国際調査報告 (条約第 21 条(3))

(54) Title: MEMBER FOR EYEGLASSES AND EYEGLASSES

(54) 発明の名称: メガネ用部材およびメガネ



(57) Abstract: This member for eyeglasses is detachably attached to a frame that is mounted on the head of a user, and is arranged in front of the eyes of the user when mounted to the frame. The member for the eyeglasses comprises: a right-eye polarization modulation layer having a first optical axis and modulating polarized light in the right eye region positioned in front of the right eye of the user; a left-eye polarization modulation layer having a second optical axis different from the first optical axis and modulating polarized light in the left eye region positioned in front of the left eye of the user; a polarization layer laminated over both the right-eye polarization modulation layer and the left-eye polarization modulation layer, and having an absorption axis with the same extending direction in the right eye region and the left eye region; and a mark section for indicating a left/right direction when mounted to the frame.

(57) 要約:

[続葉有]



WO 2016/157331 A1

メガネ用部材であって、使用者の頭部に装着されるフレームに着脱可能であって、フレームに装着された場合に、使用者の右目および左目の前方に配されるメガネ用部材であって、第1光学軸を有し、使用者の右目前方に位置する右目領域において偏光を変調する右目偏光変調層と、第1光学軸と異なる第2光学軸を有し、使用者の左目前方に位置する左目領域において偏光を変調する左目偏光変調層と、右目偏光変調層および左目偏光変調層の両方に跨がって積層され、右目領域および左目領域で延在方向が等しい吸収軸を有する偏光層と、フレームに対して装着する場合の左右の向きを示す標識部とを備える。

明 細 書

発明の名称：メガネ用部材およびメガネ

技術分野

[0001] 本発明は、メガネ用部材およびメガネに関する。

背景技術

[0002] 使用者の右目の前面に位置する右目領域と左目の前面に位置する左目領域とが一体化された立体画像用のメガネがある（例えば、特許文献1参照）。

特許文献1 特開2014-199301号公報

発明の概要

発明が解決しようとする課題

[0003] しかしながら、上記メガネにおいては右目領域と左目領域が一体化しているので、フレームへの取り付け時に左右が分かりにくいという課題があった。

課題を解決するための手段

[0004] 本発明の一態様においては、使用者の頭部に装着されるフレームに着脱可能であって、フレームに装着された場合に、使用者の右目および左目の前方に配されるメガネ用部材であって、第1光学軸を有し、使用者の右目前方に位置する右目領域において偏光を変調する右目偏光変調層と、第1光学軸と異なる第2光学軸を有し、使用者の左目前方に位置する左目領域において偏光を変調する左目偏光変調層と、右目偏光変調層および左目偏光変調層の両方に跨がって積層され、右目領域および左目領域で延在方向が等しい吸収軸を有する偏光層と、フレームに対して装着する場合の左右の向きを示す標識部とを備えるメガネ用部材が提供される。

[0005] 本発明の第2の態様においては、上記メガネ用部材と、メガネ用部材を取り付けるフレームとを備えるメガネが提供される。

[0006] 上記の発明の概要は、本発明の必要な特徴の全てを列挙したものではない。これらの特徴群のサブコンビネーションもまた、発明となりうる。

図面の簡単な説明

- [0007] [図1]メガネ100の斜視図である。
- [図2]メガネ100の分解斜視図である。
- [図3]メガネ用部材110の層構造を示す分解斜視図である。
- [図4]メガネ用部材110の正面図である。
- [図5]メガネ100の組み立てについて説明する図である。
- [図6]識別表示182の部分拡大図である。
- [図7]識別表示182の部分拡大図である。
- [図8]識別表示182の部分断面図である。
- [図9]識別表示182部分断面図である。
- [図10]メガネ200の斜視図である。
- [図11]メガネ用部材210の正面図である。

発明を実施するための形態

- [0008] 以下、発明の実施の形態を通じて本発明を説明するが、下記の実施形態は請求の範囲にかかる発明を限定するものではない。また、実施形態の中で説明されている特徴の組み合わせの全てが発明の解決手段に必須であるとは限らない。
- [0009] 図1は、実施形態に係るメガネ100の斜視図である。メガネ100は、メガネ用部材110と、フレーム160とを備える。
- [0010] メガネ用部材110は、右目領域112、左目領域114および標識部180を有し、入射光の偏光を変調して透過する材料で一体的に形成される。メガネ用部材110における右目領域112および左目領域114は、メガネ100を装着する使用者の右目および左目にそれぞれ対応して配される。
- [0011] 標識部180は、メガネ100の左右について片側に配される。図示の例では、標識部180が右目領域112の上辺から突出して配される。更に、標識部180には、識別表示182が、メガネ100を装着する使用者に向かって表示される。
- [0012] フレーム160は、嵌合突起部162を有し、メガネ用部材110の一部

と嵌まり合うことにより、メガネ用部材 110 を着脱可能に保持する。メガネ用部材 110 が装着された状態で使用者の頭部に装着されることにより、メガネ 100 の使用者の右目前方にメガネ用部材 110 の右目領域 112 が配されるとともに、使用者の左目前方にメガネ用部材 110 の左目領域 114 が配される。メガネ 100 の一部としてのフレーム 160 は、例えば、株式会社モレーンコーポレーションが販売する「ビジエラ Model-712 (商品名)」を用いることもできる。

[0013] 図 2 は、メガネ 100 の分解斜視図である。メガネ 100 において、フレーム 160 は、前方に向かって突出する複数の嵌合突起部 162 を有する。また、メガネ 100 において、メガネ用部材 110 は、嵌合突起部 162 と相補的な形状および配置で、複数の嵌合穴 115 を有する。これら、嵌合突起部 162 および嵌合穴 115 を相互に嵌め合うことにより、メガネ用部材 110 を、フレーム 160 に装着して保持させることができる。

[0014] 嵌合突起部 162 は、湾曲したフレーム 160 の前面に沿って配されるので、全ての嵌合突起部 162 と嵌合穴 115 とが嵌まり合った場合、メガネ用部材 110 も、フレーム 160 の湾曲に沿って屈曲する。これにより、メガネ用部材 110 は、フレーム 160 に対して固定されると共に、高い曲げ剛性を有する状態になる。よって、メガネ 100 のフレーム 160 が鼻パッド等の部材を備えていないにもかかわらず、メガネ用部材 110 自体の剛性により、メガネ用部材 110 がぶれない状態になる。

[0015] なお、メガネ用部材 110 をフレーム 160 から強く引き離した場合は、メガネ用部材 110 およびフレーム 160 の材料自体の弾性により、嵌合穴 115 から嵌合突起部 162 をひとつずつ引き抜くことができる。これにより、使用したメガネ用部材 110 をフレーム 160 から取り外して、他のメガネ用部材 110 と交換できる。このような構造により、メガネ 100 は、例えば医療用の保護メガネとして使用できる。すなわち、使用毎にメガネ用部材 110 を交換することにより、メガネ 100 を清浄な状態で使用し続けることができる。

- [0016] また、上記の例では、フレーム160に嵌合突起部162を設け、メガネ用部材110に嵌合穴115を設けた。しかしながら、メガネ用部材110側に嵌合突起部162を設け、フレーム160に嵌合穴115を設けても、メガネ100と同じ機能を実現できる。更に、嵌合突起部162および嵌合穴115の数、形状および配置が上記の形態に限定されないことはもちろんである。
- [0017] 図3はメガネ用部材110の模式的な分解斜視図であり、メガネ用部材110の光学的特性を明瞭に示す目的で、外形を四角形にして示している。図3においては、紙面奥側が使用状態における使用者に近い側となる。
- [0018] メガネ用部材110は、偏光板120、粘着層130、および偏光変調層140を有する。偏光板120は、右目領域112および左目領域114に跨がって一体的に形成され、粘着層130により偏光変調層140に接着される。
- [0019] 上記のメガネ用部材110において、偏光板120は、例えば、偏光層と、当該偏光層を挟む一对の保護層とを有してもよい。偏光層は、例えばポリビニルアルコールにより形成でき、例えば40 μm の厚さを有する。保護層は、トリアセチルセルロース(TAC)フィルム、シクロオレフィン系のフィルム等により形成してもよい。
- [0020] また、上記のメガネ用部材110において、偏光変調層140は、ベース層と、当該ベース上に配された配向膜および液晶層とを有してもよい。ベース層は、例えば、偏光板の保護層と同様の材料を用いて形成できる。また、ベース層は、光学的に等方性を有する他の材料により形成してもよい。ベース層の厚さは、例えば80 μm である。ベース層に、更に、ハードコート層、反射防止層等を設けてもよい。
- [0021] 配向膜は、公知の光配向性化合物により、ベース層における右目領域112および左目領域114にそれぞれ形成される。配向膜は、紫外線等の直線偏光を照射された場合に、直線偏光の偏光方向に配向され、更に、積層された液晶層を自身の配向に従って配向させる。配向膜の厚さは、例えば0.1

μm である。

- [0022] 液晶層は、配向膜上に配された紫外線硬化性または熱硬化性の液晶ポリマーにより形成できる。液晶層は、配向膜の配向に沿って配向され、円偏光を直線偏光に変調して透過する。液晶層の厚さは、例えば1~2 μm である。
- [0023] 上記構成により、メガネ用部材110を備えたメガネ100は、立体画像観賞用に用いることができる。すなわち、立体画像表示装置から右目用画像と左目用画像とが互いに反対周りの円偏光が出力された場合に、右目領域112で右目用画像を透過するとともに左目用画像を遮断する。一方、左目領域114で左目用画像を透過するとともに右目用画像を遮断する。このような光学的構造に鑑みて、メガネ用部材110をフレーム160に装着して使用する場合には、メガネ用部材110の表裏が指定される。
- [0024] 図4は、メガネ100のメガネ用部材110を単独で示す展開図である。図4は、メガネ100を使用する場合に、メガネ100を装着した使用者から見える面、即ち、使用者にとってメガネ100におけるフレーム160の内側から描かれている。
- [0025] メガネ用部材110は、使用者の使用状態において、使用者の右目の前面に位置する右目領域112と、左目の前面に位置する左目領域114とを有する。ただし、右目領域112および左目領域114は一体的に連続して形成されている。
- [0026] メガネ用部材110において、標識部180は、右目領域112の上辺に沿って、右目領域112の面方向について上側に突出して設けられる。メガネ用部材110において、標識部180は、メガネ用部材110における標識部180以外の部分、即ち、メガネ用部材110から標識部180を取り除いた部分は、左右対称の外形を有する。
- [0027] なお、メガネ用部材110において、標識部180は、メガネ用部材110における標識部180以外の部分に外接する、図中に点線で示す矩形Rの内側に位置してもよい。これにより、広いフィルムから切り抜いて複数のメガネ用部材110を製造する場合に、標識部180が無い場合と同じ面積の

材料から同じ数のメガネ用部材 110 を切り抜くことができる。

[0028] 前述したように、メガネ 100 を使用する場合には、メガネ用部材 110 の表裏が指定される。ここで、メガネ用部材 110 の形状は、上下については全体に非対称な形状を有するので、使用者がメガネ用部材 110 をフレーム 160 に装着する場合に上下を間違えることはない。

[0029] また、メガネ用部材 110 は、図示の状態では右側に偏った位置に標識部 180 を有する。これにより、標識部 180 を除いた部分が概ね左右対称な形状を有するにもかかわらず、メガネ用部材 110 は、標識部 180 により、フレーム 160 に対して装着する場合の左右の向きを明確に区別できる。よって、使用者がフレーム 160 にメガネ用部材 110 を取り付ける場合に、標識部 180 を視認することにより、メガネ用部材 110 の左右の別を容易に識別できる。

[0030] 更に、図示の例では、「右」を意味するアルファベットの「R」をモチーフとした識別表示 182 が、メガネ 100 を装着する使用者の側に面して、標識部 180 に表示されている。よって、メガネ 100 を使用者側から見た場合に、標識部 180 が設けられている側が、使用者から見て右側に位置すべきことが、取り扱い説明書等を読むことなく、直観的に理解される。これにより、標識部 180 が、メガネ用部材 110 の右側を示すのか、左側を示すのかを認識でき、メガネ用部材 110 の左右の別を確実に識別できる。なお、標識部 180 における識別表示 182 の表示は省いてもよい。その場合は、標識部 180 自体の有無により、メガネ用部材 110 の左右が区別される。

[0031] 図 5 は、フレーム 160 にメガネ用部材 110 を取り付ける過程を示す図である。図 1 に示したように、フレーム 160 に取り付けられたメガネ用部材 110 は、フレーム 160 に沿って湾曲している。しかしながら、図 5 に示すように、フレーム 160 に取り付ける前のメガネ用部材 110 は湾曲していない。平坦なメガネ用部材 110 は、全ての嵌合穴 115 を嵌合突起部 162 に嵌合させる過程で湾曲する。

- [0032] このため、フレーム160の嵌合突起部162とメガネ用部材110の嵌合穴115とがそれぞれ左右対称に形成されている場合は、メガネ用部材110の左右が入れ替わっても、フレーム160に装着することができる。メガネ用部材110の左右が入れ替わっている場合、メガネ100を装着した使用者から見ると、メガネ用部材110の表裏が反対になり、立体映像を観察する場合に所期の光学特性が発揮されなくなる。
- [0033] しかしながら、メガネ用部材110は、使用者から見て右側に配された標識部180を有する。また、標識部180には左右の別を示す識別表示182が表示される。よって、メガネ用部材110をフレーム160に取り付ける場合に、使用者から見た標識部180が右側に位置することが認識されていれば、メガネ用部材110の装着の向きを誤ることが確実に防止される。
- [0034] また、標識部180に設けた識別表示182は、メガネ100に組み立てて使用者に装着された状態において、使用者以外からも視認できる。よって、何らかの理由でメガネ用部材110のフレーム160に対する装着方向が誤っていた場合に、メガネ100の使用方法を知らない他者が見て、メガネ用部材110の装着方向が誤っていることを指摘できる。
- [0035] 図6は、メガネ用部材110の標識部180に表示された識別表示182を拡大して示す部分拡大図である。図6には、図1に示したメガネ100を装着した使用者側から見た識別表示182と、メガネ100を通じて使用者が観察する映像の側から見た識別表示182とを併せて示す。
- [0036] 標識部180に識別表示182として示される文字「R」は、左右方向について非対称な形状を有する。よって、使用者側から見た場合と、映像側から見た場合とで、識別表示182の見え方が異なる。特に、映像側から見た場合に、識別表示182は、アルファベット「R」の鏡像として表示される。
- [0037] よって、左右が反対になる向きでメガネ用部材110をフレーム160に取り付けようとした場合、メガネ用部材110を取り付ける作業者は、メガネ用部材110の向きが異なっていることを即座に認識できる。また、メガ

ネ用部材 110 が、左右が反対になる向きでフレーム 160 に取り付けられている場合、メガネ 100 の使用者は、メガネ用部材 110 の向きが異なっていることを即座に認識できる。

[0038] なお、識別表示 182 として表示されたアルファベット「R」においては、文字の上半分に形成される環状のパターンの一部が切断されている。これにより、識別表示 182 は、閉じた環状のパターンを含まない開環状パターンの集合として形成される。よって、識別表示 182 を、メガネ用部材 110 自体に入れた切り込み等により形成した場合であっても、くり貫部が発生せず、メガネ用部材 110 の切片が生じない。

[0039] 図 7 は、標識部 180 に表示できる他の識別表示 182 を拡大して例示する部分拡大図である。図 7 には、図 1 に示したメガネ 100 を装着した使用者側から見た識別表示 182 と、メガネ 100 を通じて使用者が観察する映像の側から見た識別表示 182 とを併せて示す。

[0040] 図 7 に示す標識部 180 においては、漢字の「右」をモチーフとした識別表示 182 が表示される。よって、メガネ 100 の使用者側から見た場合に、標識部 180 が設けられている側が、使用者から見て右側に位置すべきことが直観的に理解される。

[0041] 識別表示 182 としての文字「右」は、左右方向について非対称な形状を有する。よって、使用者側から見た場合と、映像側から見た場合とで見え方が異なる。特に、映像側から見た場合に、識別表示 182 は、アルファベット「右」の鏡像として表示されるので、メガネ用部材 110 の左右が異なることが判りやすい。左右が反対になる向きでメガネ用部材 110 をフレーム 160 に取り付けようとした場合も同様に判りやすい。

[0042] 更に、識別表示 182 として表示された文字「右」においては、文字のした半分に形成された環状のパターンの一部が切断されている。これにより、識別表示 182 は、閉じた環状のパターンを含まない開環状パターンの集合として形成される。

[0043] なお、識別表示 182 が「R」または「右」等の文字に限られないことは

もちろんである。また、識別表示182は、図形、色彩等により表示されてもよい。更に、標識部180に形成する識別表示182が一文字または単一の記号に限らないことはもちろんであり、品質表示、商品名、製造者名、取り扱い上の注意を識別表示182として標識部180に書き込んでもよい。

[0044] このように、標識部180は、メガネ用部材110の右目領域112および左目領域114のいずれか一方に配されてもよい。また、標識部180は、メガネ用部材110の外周に沿って、メガネ用部材110の面方向について外側に向かって突出して形成されてもよいし、メガネ用部材110の外周の一部を切り欠くことにより形成してもよい。ただし、標識部180および識別表示182により、メガネ100としての視野を狭めないように配置を配慮することが好ましい。

[0045] 図8は、標識部180における識別表示182の断面図である。図7に示す断面は、識別表示182を形成する線状のパターンのひとつと交差する断面を示す。

[0046] 図示のように、識別表示182は、標識部180の厚さ方向に形成した切り込みにより形成される。このような切り込みは、メガネ用部材110の厚さよりも浅く切り込みを入れるーフカット加工により形成できる。よって、メガネ用部材110を切り出す場合に使用する刃物に、識別表示182のパターンと同じ形状を有し、高さが異なる切り刃を設けることにより、メガネ用部材110の切り出し加工と同時に識別表示182を形成できる。

[0047] 図9は、標識部180における他の識別表示182の断面図である。図9に示す断面は、識別表示182を形成する線状のパターンのひとつと交差する断面を示す。

[0048] 図示の識別表示182は、標識部180に対するエンボス加工により形成される。これにより、切り粉、粉塵等を発生することなく、太い線で描かれた識別表示182を標識部180に形成できる。また、エンボス加工も、金型を用いたプレス加工により形成できるので、メガネ用部材110の切り抜きと略同じ設備により形成できる。

- [0049] このように、標識部 180 に、更に、識別表示 182 を設けることにより、メガネ用部材 110 の左右の向きをより確実に認識させることができる。また、ハーフカット、エンボス等の方法により、塗装、印刷、貼付等の他の設備を用いることなく、メガネ用部材 110 の切り抜きまたは切り出しと同じ設備および工程で識別表示 182 を形成できる。
- [0050] なお、ハーフカット加工およびエンボス加工により識別表示 182 を形成する例について説明したが、識別表示 182 の形成は、上記の方法に限定されない。例えば、識別表示 182 は、印刷、塗装、転写等により形成してもよい。また、シール、ステッカー等により識別表示 182 を形成してもよい。
- [0051] 図 10 は、他の実施形態に係るメガネ 200 の斜視図である。メガネ 200 は、次に説明する部分を除くと、図 1 等に示したメガネ 100 と同じ構造を有する。よって、メガネ 200 と共通の要素には同じ参照番号を付して重複する説明を省く。メガネ 200 は、メガネ用部材 210 と、メガネ用部材 210 を支持するフレーム 260 とを有する。
- [0052] メガネ 200 は、フレーム 260 に設けられた一部の嵌合突起部 264、266 の形状と、メガネ用部材 210 に設けられて、嵌合突起部 264、266 に対応する嵌合穴 117、119 の形状とにおいて、メガネ 100 と異なる構造を有する。嵌合突起部 264、266 の形状については、図 10 を参照して説明する。
- [0053] 図 11 は、メガネ 200 のメガネ用部材 210 を単独で示す展開図である。メガネ用部材 210 において、右目領域 112 に配された嵌合穴 117 は、フレーム 260 のひとつの嵌合突起部 264 と相補的な形状を有する。また、メガネ用部材 210 において、左目領域 114 に配された嵌合穴 119 は、フレーム 260 のひとつの嵌合突起部 266 と相補的な形状を有する。
- [0054] ここで、メガネ用部材 210 の右目領域 112 に形成された嵌合穴 117 の全体の幅 A は、メガネ用部材 210 の左目領域 114 に配された嵌合穴 119 の幅 B よりも広い。また、嵌合穴 117 の幅方向中央には、嵌合穴 11

7の内側を径方向に結ぶブリッジ部113が図に示した状態で縦に設けられる。なお、図10に示すように、嵌合穴117に対応する嵌合突起部264には、ブリッジ部113と相補的な位置に、溝265が設けられている。

[0055] このため、メガネ200において、メガネ用部材210を、左右方向について、予め想定された向きと異なる向きでフレーム260に取り付けようとした場合、中央がブリッジ部113により塞がれた嵌合穴117に、嵌合突起部266を嵌めることはできない。また、狭い幅Bを有する嵌合穴119に、全体の幅Aが広い嵌合突起部264を嵌めることはできない。

[0056] このように、メガネ200においては、一部の嵌合突起部264、266および嵌合穴117、119が、フレーム260とメガネ用部材210との嵌合を阻止する嵌合阻止部を形成する。これにより、予め想定された向きと異なる向きでメガネ用部材210を装着しようとした場合に間違った向きでメガネ用部材210をフレーム260に取り付けることを未然に防止できる。

[0057] 上記のように、メガネ200においては、嵌合突起部264、266および嵌合穴117、119を含む嵌合阻止部により、メガネ用部材210が誤った向きでフレーム260に装着されることはない。このような嵌合阻止部をメガネ200に形成した場合は、メガネ用部材210の標識部180を省略してもよい。これにより、メガネ用部材210の形状を簡潔にして、切り出し加工の金型を造りやすくすることもできる。

[0058] 一方、嵌合阻止部を有するメガネ200に使用するメガネ用部材210にも、メガネ用部材210の向きを示す、識別表示182を含む標識部180を設けた場合は、使用者が、当初よりメガネ用部材210の正しい向きを認識しやすい。よって、メガネ用部材210のフレーム260への装着が、嵌合突起部264、266および嵌合穴117、119を含む嵌合阻止部により妨げられる回数を軽減して、メガネ用部材210のフレーム260に対する取り付けを迅速に完了できる。

[0059] なお、この実施形態においても、メガネ用部材210側に嵌合突起部26

4、266を設け、フレーム260に嵌合穴117、119を設けても、図示のメガネ200と同じ機能を実現できる。また、嵌合突起部264、266および嵌合穴117、119の数、形状および配置が上記の形態に限定されないことはもちろんである。

[0060] ここまでに例示したメガネ用部材110、210では、標識部180を、右目領域112の上辺から突出するように設けた。しかしながら、標識部180の配置は、右目領域112の上側に限られるわけではない。メガネ100を使用する使用者の視界を遮らない位置であれば、標識部180は、メガネ用部材110の周縁に沿っていかなる場所に設けてもよい。よって、標識部180は、例えば、メガネ用部材110の側部に設けてもよいし、下部に設けてもよい。また、左目領域114に標識部180を設けてもよい。

[0061] なお、メガネ用部材110において標識部180の配置および形状が上記の例と異なる場合であっても、右目領域112および左目領域114が内接する矩形Rの内側に標識部180を配することが好ましい。これにより、標識部180を設けたことによる材料の利用効率低下を防止できる。

[0062] また、標識部180の形状も図示の形状に限らない。例えば、標識部180の形状自体を、左右または表裏を表す文字、記号等を表示または示唆するものとしてもよい。また、右目領域112および左目領域114の形状、例えば角の丸みを相互に異ならせて標識部180を形成してもよい。更に、標識部180は、メガネ用部材110から突出した形状に限られず、メガネ用部材110の周縁から内側に切り込んだ形状であってよいし、陥没部等であってもよい。

[0063] 更に、標識部180自体の構造も上記の例に限定されず、例えば、いったん左右対称な形状で製造した右目領域112および左目領域114に対して、別工程で標識部180を付加してもよい。標識部180の材料も、右目領域112および左目領域114と同じ材料でもよいし、他の材料であってもよい。また、標識部180の取り付け方法としても、標識部180に設けた粘着層により貼り付けてもよいし、接着、熱融着等により固定してもよい。

[0064] 以上、本発明を実施の形態を用いて説明したが、本発明の技術的範囲は上記実施の形態に記載の範囲には限定されない。上記実施の形態に、多様な変更または改良を加えることが可能であることが当業者に明らかである。その様な変更または改良を加えた形態も本発明の技術的範囲に含まれ得ることが、請求の範囲の記載から明らかである。

[0065] 請求の範囲、明細書、および図面中において示した装置、システム、プログラム、および方法における動作、手順、ステップ、および段階等の各処理の実行順序は、特段「より前に」、「先立って」等と明示しておらず、また、前の処理の出力を後の処理で用いるのでない限り、任意の順序で実現しうることに留意すべきである。請求の範囲、明細書、および図面中の動作フローに関して、便宜上「まず、」、「次に、」等を用いて説明したとしても、この順で実施することが必須であることを意味するものではない。

符号の説明

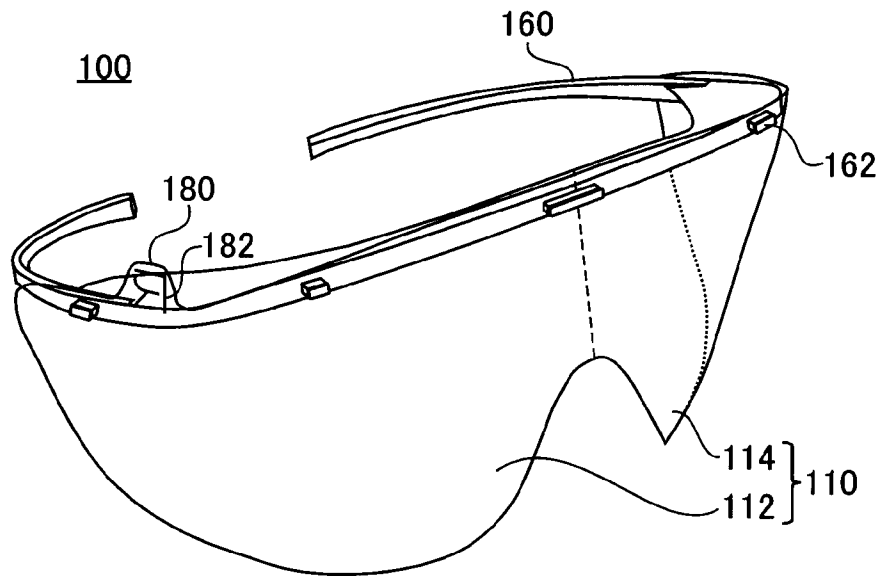
[0066] 100、200 メガネ、110、210 メガネ用部材、113 ブリッジ部、115、117、119 嵌合穴、112 右目領域、114 左目領域、120 偏光板、130 粘着層、140 偏光変調層、160、260 フレーム、162、264、266 嵌合突起部、180 標識部、182 識別表示、265 溝

請求の範囲

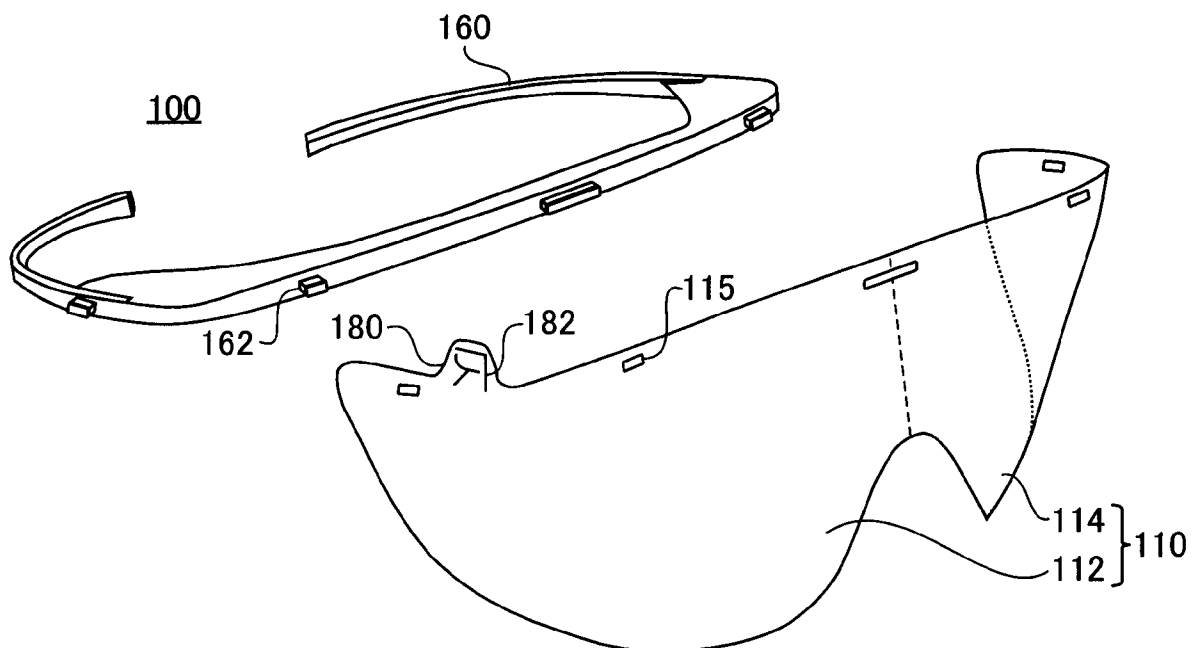
- [請求項1] 使用者の頭部に装着されるフレームに着脱可能であって、前記フレームに装着された場合に、前記使用者の右目および左目の前方に配されるメガネ用部材であって、
- 第1光学軸を有し、使用者の右目前方に位置する右目領域において偏光を変調する右目偏光変調層と、
- 前記第1光学軸と異なる第2光学軸を有し、前記使用者の左目前方に位置する左目領域において偏光を変調する左目偏光変調層と、
- 前記右目偏光変調層および前記左目偏光変調層の両方に跨がって積層され、前記右目領域および前記左目領域で延在方向が等しい吸収軸を有する偏光層と、
- 前記フレームに対して装着する場合の左右の向きを示す標識部とを備えるメガネ用部材。
- [請求項2] 前記標識部は、前記右目領域および前記左目領域のいずれか一方に配される請求項1に記載のメガネ用部材。
- [請求項3] 前記標識部には、左右方向について非対称な形状を有する記号が付される請求項1または2に記載のメガネ用部材。
- [請求項4] 前記記号は、前記メガネ用部材に対するハーフカットにより形成される請求項3に記載のメガネ用部材。
- [請求項5] 前記記号は、前記メガネ用部材の面方向について開環状パターンの集合により形成される請求項4に記載のメガネ用部材。
- [請求項6] 前記標識部は、前記メガネ用部材の面方向について外側に向かって突出して形成される請求項1から5のいずれか一項に記載のメガネ用部材。
- [請求項7] 請求項1から6のいずれか一項に記載のメガネ用部材と、前記メガネ用部材を取り付けるフレームとを備えるメガネ。
- [請求項8] 前記メガネ用部材の一部に対して嵌合して前記フレームおよび前記メガネ用部材を相互に位置決めする嵌合部と、

前記フレームの前記メガネ用部材に対する向きが予め想定した向きと異なる場合に、前記嵌合部の嵌合を阻止する嵌合阻止部とを有する請求項7に記載のメガネ。

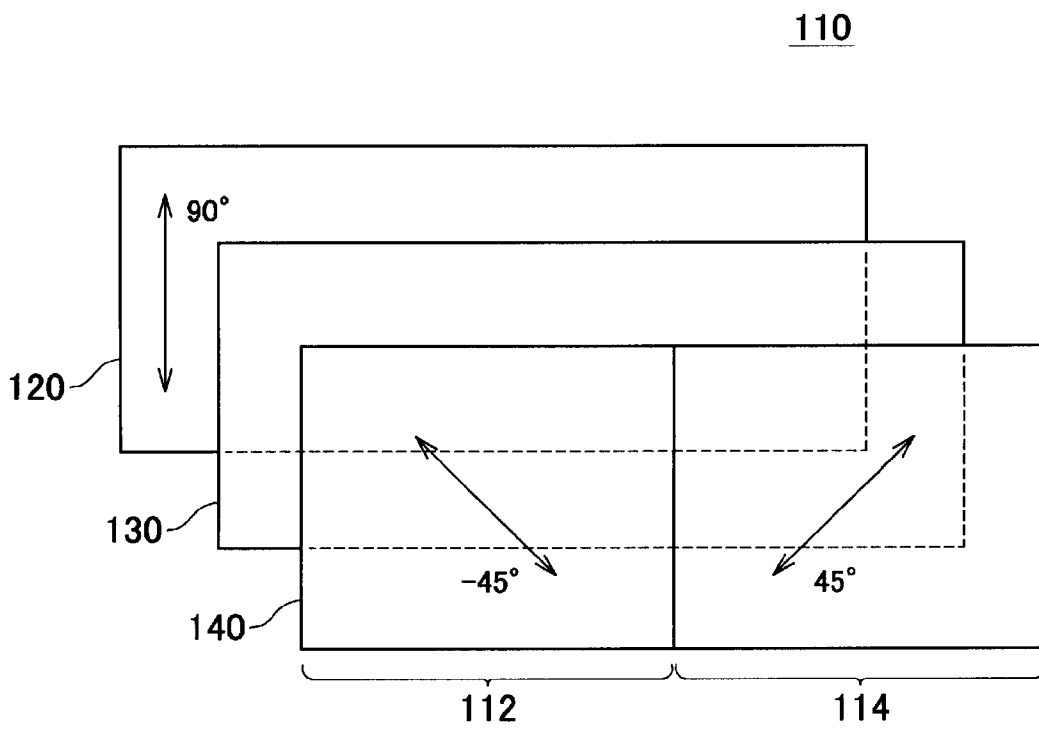
[図1]



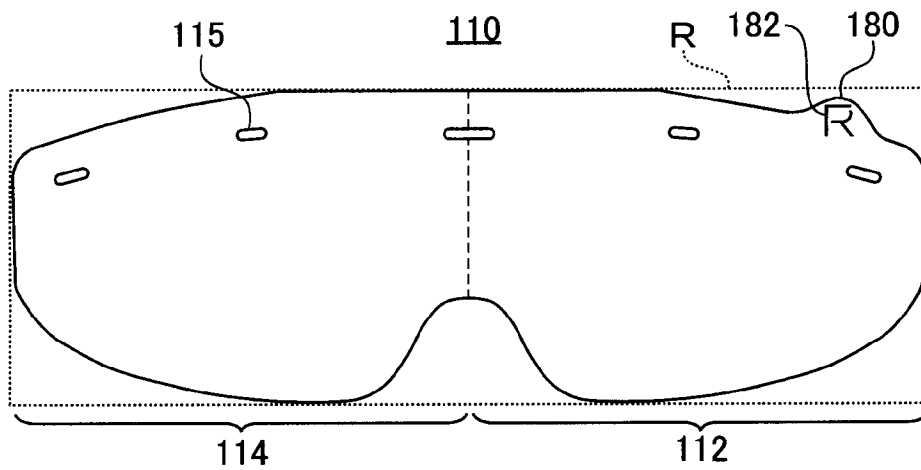
[図2]



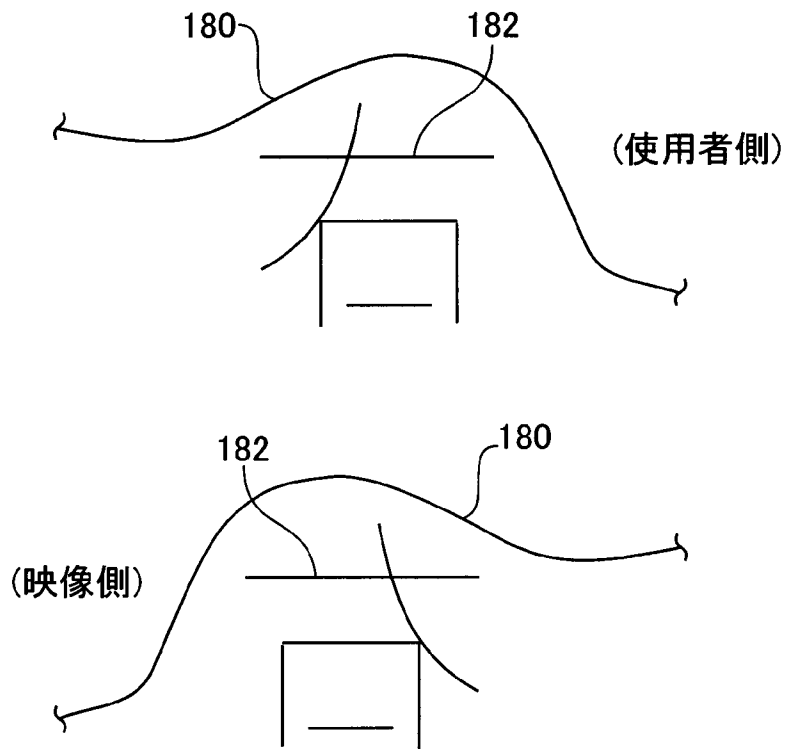
[図3]



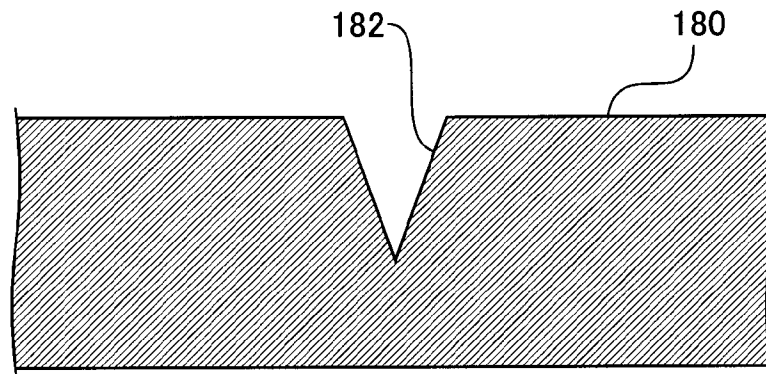
[図4]



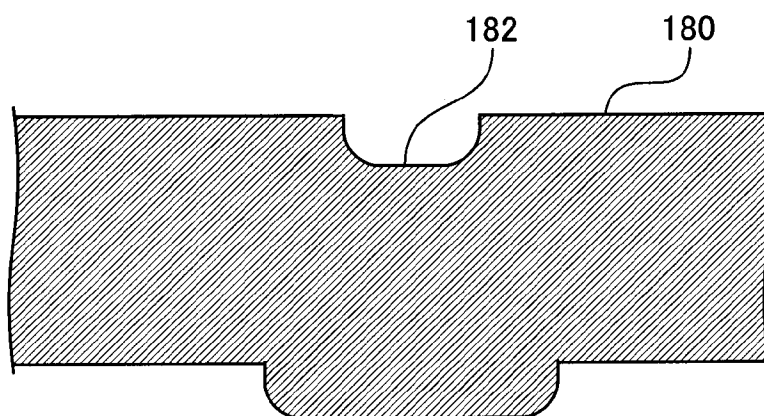
[図7]



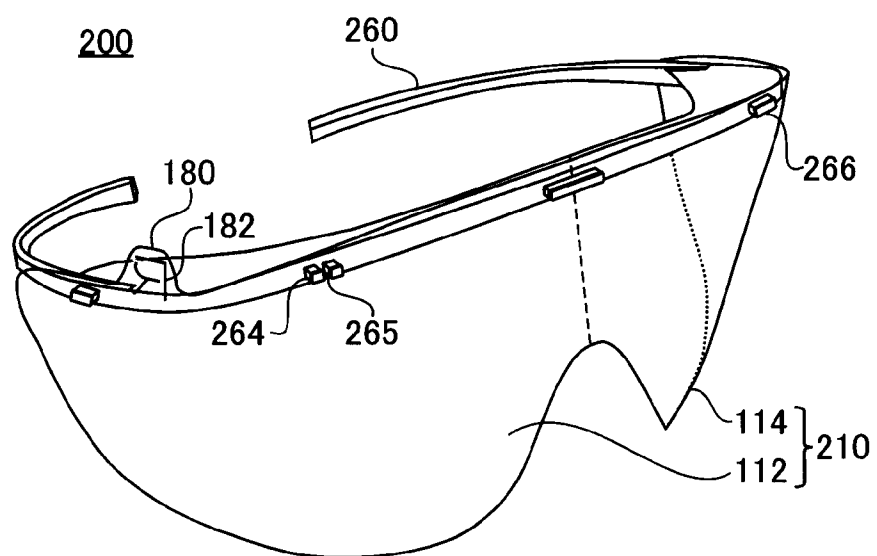
[図8]



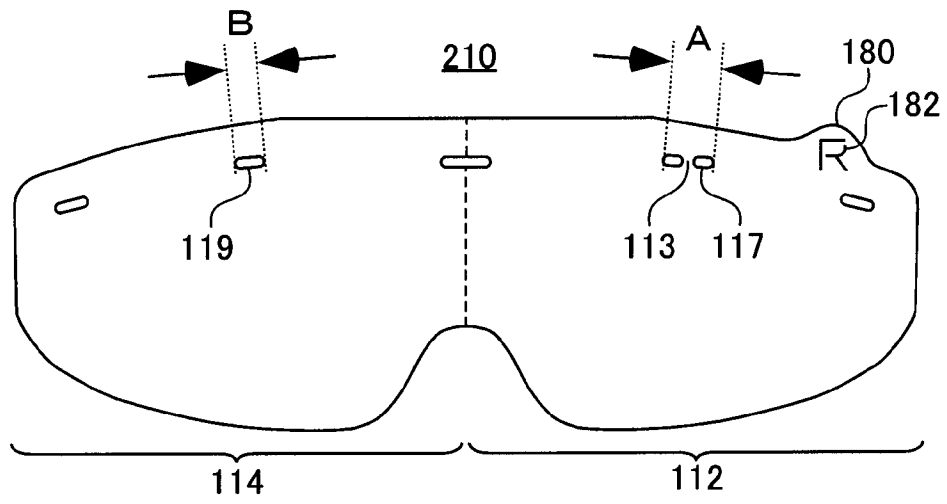
[図9]



[図10]



[図11]



INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.
PCT/JP2015/059761

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER
G02C7/02(2006.01)i, G02B5/30(2006.01)i, G02B27/26(2006.01)i, G02C7/12(2006.01)i

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)
G02C7/00, G02B5/30, G02B27/22, H04N13/04

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Jitsuyo Shinan Koho	1922-1996	Jitsuyo Shinan Toroku Koho	1996-2015
Kokai Jitsuyo Shinan Koho	1971-2015	Toroku Jitsuyo Shinan Koho	1994-2015

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X Y	JP 2014-199301 A (Arisawa Mfg. Co., Ltd.), 23 October 2014 (23.10.2014), paragraphs [0009] to [0012], [0016], [0023], [0046] to [0047]; fig. 1 to 2 & US 2014/0293417 A1	1-2, 7 3-6, 8
Y	JP 2012-088369 A (Toshiba Mobile Display Co., Ltd.), 10 May 2012 (10.05.2012), paragraphs [0041] to [0044], [0075] to [0080], [0129]; fig. 8 (Family: none)	3-5
Y	JP 2011-138108 A (Minoru INABA), 14 July 2011 (14.07.2011), paragraphs [0002], [0027] to [0028]; fig. 2 (Family: none)	6

Further documents are listed in the continuation of Box C. See patent family annex.

* Special categories of cited documents:	"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention
"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance	"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone
"E" earlier application or patent but published on or after the international filing date	"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art
"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)	"&" document member of the same patent family
"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means	
"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed	

Date of the actual completion of the international search 05 June 2015 (05.06.15)	Date of mailing of the international search report 16 June 2015 (16.06.15)
--	---

Name and mailing address of the ISA/ Japan Patent Office 3-4-3, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8915, Japan	Authorized officer Telephone No.
--	---

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2015/059761

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	JP 5-504849 A (Grendelmeier, Alexander), 22 July 1993 (22.07.1993), page 2, upper right column, line 20 to lower left column, line 1; page 2, lower right column, line 3 to page 3, upper left column, line 3; page 3, upper left column, line 26 to upper right column, line 10; fig. 1, 9 & WO 1992/010777 A1 & EP 514514 A & DE 59102746 C & CA 2075505 A1	8
A	JP 2011-197629 A (Yamamoto Kogaku Co., Ltd.), 06 October 2011 (06.10.2011), paragraph [0188]; fig. 16 (Family: none)	1-8
A	JP 2013-501443 A (Sony Europe Ltd.), 10 January 2013 (10.01.2013), paragraph [0044]; fig. 2 & US 2012/0162221 A1 & GB 2472438 A & WO 2011/015846 A1 & EP 2462744 A & CN 102577401 A	1-8
A	JP 2013-016961 A (Sanyo Electric Co., Ltd.), 24 January 2013 (24.01.2013), paragraphs [0021] to [0023], [0048]; fig. 1 to 2 (Family: none)	1-8
A	JP 62-019620 U (Sony Corp.), 05 February 1987 (05.02.1987), page 5, line 10 to page 6, line 13; page 7, lines 10 to 14; fig. 1 (Family: none)	1-8

A. 発明の属する分野の分類（国際特許分類（IPC））
 Int.Cl. G02C7/02(2006.01)i, G02B5/30(2006.01)i, G02B27/26(2006.01)i, G02C7/12(2006.01)i

B. 調査を行った分野
 調査を行った最小限資料（国際特許分類（IPC））
 Int.Cl. G02C7/00, G02B5/30, G02B27/22, H04N13/04

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの
 日本国実用新案公報 1922-1996年
 日本国公開実用新案公報 1971-2015年
 日本国実用新案登録公報 1996-2015年
 日本国登録実用新案公報 1994-2015年

国際調査で使用した電子データベース（データベースの名称、調査に使用した用語）

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
X Y	JP 2014-199301 A（株式会社有沢製作所）2014.10.23, 【0009】 - 【0012】、【0016】、【0023】、【0046】 - 【0047】、図1 - 図2 & US 2014/0293417 A1	1-2, 7 3-6, 8
Y	JP 2012-088369 A（東芝モバイルディスプレイ株式会社）2012.05.10, 【0041】 - 【0044】、【0075】 - 【0080】、【0129】、図8（ファミリーなし）	3-5

C欄の続きにも文献が列挙されている。 パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー	の日の後に公表された文献
「A」特に関連のある文献ではなく、一般的な技術水準を示すもの	「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの	「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献（理由を付す）	「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献	「&」同一パテントファミリー文献
「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願	

国際調査を完了した日 05.06.2015	国際調査報告の発送日 16.06.2015
--------------------------	--------------------------

国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁（ISA/J P） 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官（権限のある職員） 最首 祐樹 電話番号 03-3581-1101 内線 3229	20	5063
--	---	----	------

C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
Y	JP 2011-138108 A (稲葉 稔) 2011. 07. 14, 【0002】、【0027】－【0028】、 図 2 (ファミリーなし)	6
Y	JP 5-504849 A (グレンデルマイアー、アレキサンダー) 1993. 07. 22, 第 2 頁右上欄第 2 0 行目－左下欄第 1 行目、第 2 頁右下欄第 3 行目 －第 3 頁左上欄第 3 行目、第 3 頁左上欄第 2 6 行目－右上欄第 1 0 行目、図 1、図 9 & WO 1992/010777 A1 & EP 514514 A & DE 59102746 C & CA 2075505 A1	8
A	JP 2011-197629 A (山本光学株式会社) 2011. 10. 06, 【0188】、図 1 6 (ファミリーなし)	1-8
A	JP 2013-501443 A (ソニー ヨーロッパ リミテッド) 2013. 01. 10, 【0044】、図 2 & US 2012/0162221 A1 & GB 2472438 A & WO 2011/015846 A1 & EP 2462744 A & CN 102577401 A	1-8
A	JP 2013-016961 A (三洋電機株式会社) 2013. 01. 24, 【0021】－ 【0023】、【0048】、図 1－図 2 (ファミリーなし)	1-8
A	JP 62-019620 U (ソニー株式会社) 1987. 02. 05, 第 5 頁第 1 0 行目 －第 6 頁第 1 3 行目、第 7 頁第 1 0－1 4 行目、第 1 図 (ファミリ ーなし)	1-8